

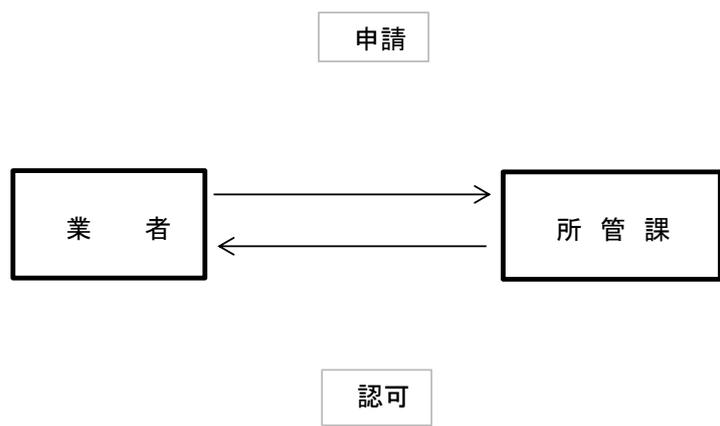
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 20

処 分 名	一般廃棄物許可施設設置の法人の合併及び分割の認可	
処 分 の 概 要	一般廃棄物の許可施設設置の法人の合併及び分割を認可する。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第9条の6第1項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6において準用する内容(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項第3号、第4号)に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第9条の6第1項 許可施設設置者である法人の合併の場合(…)又は分割の場合(…)において当該合併又は分割について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者の地位を承継する。</p> <p>第8条の2第1項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>3 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 申請者が第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。